

半日年次有給休暇取得時間区分に 関する協定

平成 28 年 9 月 1 日

エムシーパートナーズ株式会社

半日年次有給休暇取得時間区分に関する協定

エムシーパートナーズ株式会社四日市支社（以下「会社」という）と、エムシーパートナーズ株式会社四日市支社従業員代表（以下「従業員代表」という）とは、次の通り協定する。

第1条 半日年次有給休暇の取得時間区分は次の通りとする。

(1) 常昼勤務者及び日勤者

前半日年休取得時間帯は12時00分まで、後半日年休取得時間帯は13時00分以降とする。ただし、有期雇用契約従業員については、雇用契約書に定める時間とする。また、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位とする。

第2条 本協定の有効期間は2016年9月1日から2017年8月31日までとし、期間満了の1ヵ月前までに会社又は従業員代表は相手方に対し、この協定の改廃について通知するものとする。

2 本条第1項により、改廃の意思表示がないときは、更に1年間この協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2016年8月 日

エムシーパートナーズ株式会社四日市支社
支社長 木下 豊

エムシーパートナーズ株式会社四日市支社
従業員代表
人材派遣部 船附 夏来